

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
加西市

2 構造改革特別区域の名称
加西市農村地域活性化特区

3 構造改革特別区域の範囲
加西市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 加西市の沿革

明治22年の市町村合併によって、加西市の母体となる加西郡は、北条町、富田村、賀茂村、下里村、九会村、富合村、多加野村、西在田村、在田村、芳田村（昭和27年西脇市に合併）、大和村（昭和29年八千代町に合併）の1町10村に再編成された。

さらに町村合併促進法の制定後の昭和30年1月15日には北条町、富田町、賀茂村、下里村の1町3村が合併して「北条町」となり、次いで、昭和30年3月1日には多加野村、西在田村、在田村の3村が合併し、「泉町」となり、さらに、昭和30年3月30日には九会村、富合村の2村が合併し、「加西町」となった。

昭和42年4月1日、北条町、泉町、加西町の3町は、「加西郡は一つ」という理念のもとに合併し、現在の加西市は誕生した。

人口状況としては、昭和45年から60年にかけて高度経済成長時代と期を一にして、人口は高い増加率で増加し、昭和60年まで約53,000人にまで達したものの、それ以降は微減傾向を続けており、平成14年度では51,814人となっており、少子高齢化が進んでいる状況にある。

市内純生産額における第1次産業の割合は2.2%となっており、第2次及び第3次産業が中心となっているが、市の中心を成していた三洋電機の工場の撤退や、商業の不振等により、厳しい状況となっている。

(2) 地理的条件

加西市は、兵庫県の南部、播州平野のほぼ中央に位置し、東経134度51分、北緯34度56分の地点にある。市域面積は150.44k㎡で、東西12.4km、南北19.8kmの広がりをもつ。東は小野市及び滝野町に、西は姫路市及び福崎町に、南は加古川市に、北は西脇市、八千代町及び市川町にそれぞれ隣接している。

市の北部には、古生層の山地（海拔300～500m）が連なり、中国山地の裾野を形成している。そこに源を発する万願寺川、普光寺川、そして下里川の3河川は、丘陵・段丘面を刻み沖積低地を形成しながら、万願寺川に合流し、さらに加古川に合流している。

また、市の中央部を流れる万願寺川の東側には広大な青野ヶ原台地が、西側には鶉野台地が広がり、播磨内陸地域最大の平坦地を形成している。特にこの一体はため池が数多く点在し、県下でも有数の密集地帯となっている。

一方、市の南部は、中世代の火山活動で形成された凝灰岩類、流紋岩類を母岩とする山地（海拔200～250m）を形成している。

（3）自然条件

加西市の気候は、瀬戸内式に属し、冬季の降水量が少なく年間1,300mm前後、平均気温は16度Cと温暖で暮らしやすい気候となっている。

加西市は、古くから水資源に乏しく、点在するため池や加古川支流などに依存してきたが、国営ダムの完成により、農業用水に大きな変革をもたらした。

周囲の山々の植生は、中国自動車道以南では、アカマツ群落を主体とした雑木林であるが、以北ではスギ、ヒノキなどが茂る山林が広がり、緑豊かな自然条件をみせている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業については、販売農家数3,887戸（平成12年）農業人口の割合43.8%（平成12年）耕地面積3,810ha（平成14年）農業粗生産額5,968百万円（平成14年）となっており、兼業農家が多いため集落営農が盛んに行われている。

耕地面積のうち水田が3,350haを占め、水稻を主体として麦・大豆・飼料作物や野菜・果樹・花卉などが栽培されており、それに酪農・肉用牛・養豚・養鶏など多種多様な農業が営まれている。

一戸当たりの耕地面積は、67aと零細で分散型の農地所有が多く、農業就業人口においても兼業農家の割合が93.8%と高く、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加、水稻を始めとする農畜産物価格の低迷など本市の農業・農村は厳しい状況に直面している。

このような状況の中、「安全」・「安心」な農産物の供給と競争力のある水田農業を築くため、地域の特性と創意工夫と生かした産地づくりの実践、水田を有効に利用する仕組みづくり、担い手を育成していく仕組みづくりなどを検討していく必要があり、新たな取り組みを構築していく必要が生じてきている。

また、市内純生産額における第1次産業の割合は2.2%となっており、第2次及び第3次産業が中心となっているが、市の中心を成していた三洋電機の工場の撤退や、商業の不振等により、厳しい状況となっている。

こうした状況を踏まえ、農村地域を見直し、農家民宿及び市民農園を中心とした体験交流型ツーリズムの導入も含め、農村地域活性化を図ることとした。

6 構造改革特別区域計画の目標

21世紀の社会は、精神的・質的な豊かさがより重視される社会、市民誰もが社会の重要な担い手として尊重され、いきいきと活動できる社会が求められる。

このような21世紀社会の展望に立つと、加西市の花と緑にまつまれた豊かな自然や歴史、その中で育まれた人とのつながりと個性的な文化や農業を始めとした地域産業を守り活かすことが大切である。そして、交通・情報ネットワークによる市内外の人・物・情報の活発な交流を通して、新しい感覚と発想で文化や産業を創造することにより、市民一人ひとりが真に豊かさとゆとりを実感でき、しかも、それぞれの夢が着実に実現できる「花と歴史と愛のまち かさい」が都市づくりの目標となっている。

また、花と緑を愛し育てることは、人々に喜びと感動を与え、多様な交流を生み出すとともに、人々が互いに参加・協力し合う心豊かな地域社会づくりに貢献することがで

きる。

さらに、花が持つ心身を癒し、人々を大いに元気づける効果などにより、加西市が「夢のあるふるさと」と感じられる快適空間となり、このことが元気と活力を生み出す源泉となる。

そして、このような長い地道な協働の取り組みや来訪者との交流を通して、市民一人ひとりにとって活力とゆとりに満ちた「ふるさと夢都市」の実現へと発展していく。

この理念を踏まえながら、農家民宿事業及び市民農園事業を核として、体験交流型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行うことにより、都市部住民を加西市に呼び込み、グリーン・ツーリズムによる交流を推進するとともに、従来の観光とグリーン、エコツーリズムが融合した新たなツーリズム産業の創造を目指す。そしてそれにより、地域の農業の活性化を図り、農村地域全体の活性化を図ることとする。

- (1) 自然等の資源を身近に感じ、農業体験等を通じて豊かな農村文化や農業者とのふれあいを楽しんでもらえる新たな形態としての「農家民宿」の開業を、従来の宿泊施設と調和を保ちつつ推進する。また、都市住民に、土に親しみ作物を栽培する楽しみを提供するとともに、特区区域の農地の保全にも役立つ「市民農園」の開設を促進する。

これらの事業を核として、体験交流型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行うことにより、都市部住民を加西市へ呼び込み、農業体験などのグリーン・ツーリズムによる交流を推進する。

- (2) 花と緑につつまれた豊かな自然を活用して、多様な宿泊施設や多様な自然体験交流メニューをツーリストに提供することにより、都市部からの誘客を促進し、従来の観光とグリーン・ツーリズム及びエコツーリズムが融合した新たなツーリズム産業の創出を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

グリーン・ツーリズム後進地である加西市では、体験交流型ツーリズムによる観光客等は皆無である。

しかし、規制の特例措置を活用した農家民宿、市民農園を核としたグリーン・ツーリズム振興と、これらとの相乗効果が期待される花や歴史に関連した観光の振興等とを地域の自助努力により一体的に展開し、観光客等の入込の大幅な増加が図られる。

また、観光客等の大幅な増加により、農村地域の活性化が図られるとともに、交通拠点となる市街地を含めた市内全体の活性化が図られる。

観光客数の推移

(千人)

区 分	9 年度	1 4 年度	1 9 年度	9 1 4	1 4 1 9
総入込数	1,139	1,124	1,219	99%	108%
うち日帰	1,097	1,086	1,171	99%	108%
うち宿泊	42	38	48	90%	126%

兵庫県「観光動態調査報告書」

8 特定事業の名称

4 0 7 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

7 0 7 特定農業者による濁酒の製造事業

1 0 0 2 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業（1005）

集落営農組合については、法人化を含め検討し、農村滞在型余暇活動のための施設の管理・運営、農作業の体験を行う都市の住民等が宿泊又は休養するための農家民宿、農家レストラン等を行えるようにする。

・農村振興基本計画（平成14年3月）

田園空間の多面的利用と循環型社会の構築に向けた施策の基本方針の一つとして、「地域資源の利活用による滞在型都市農村交流の推進を図る」こととしており、滞在型観光施設の整備・充実等を図ることにより、観光入込客数を現況(平成12年度)の約92万人/年から目標として平成18年度には平成4年度レベルの120万人/年にすることとしている。

・加西市地域水田農業ビジョン（16年度）

直売所（ファーマーズマーケット）等の新たな流通拠点の開拓を進め、生産者の掘り起こしによる生産者の組織化を図り、安定供給と品質向上に努め、消費者に安心感を与える。また、地場加工として生活研究グループを中心に市内産農産物を活用した漬物、味噌等の加工品の生産を行い、直売場などでの消費につなげる。

さらに、地域農業の担い手として集落営農組織を促進し、都市農村交流事業も視野に入れた農業生産法人へのステップアップを目指す。

1 特定事業の名称

407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、農家民宿事業を実施する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

当該特区計画の認定の日から

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」、「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置を要しない。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

近年のツーリストの田舎暮らしや自然とのふれあいへのニーズが高まる中、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、農家民宿事業実施に際しての負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯、誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置が免除され、農家民宿の事業者の負担が軽減されることから、農家民宿事業推進のためには特例措置の適用は不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

(ア) 誘導灯及び避難標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により、容易に避難口まで避難できること、農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること、農家民宿等において、その従事者が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること、という全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定に関わらず、当該避難階における誘導標識の設置を要しない、が特例の内容である。

本特区での申請において、各客室から直接外部に容易に避難できる間取りになっている、庭等の空間が確保されることで、民宿の開口部から3メートルよりもさらに奥を歩いて安全に避難できる、農家民宿等の従事者が宿泊者への避難口の

案内を行うことにより、要件を全て満たすものについては、特例措置の内容を満たすと判断できる。

(イ) 消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(5(2)(ア))」を満たしていること、客室が10室以下であること、消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨、防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。)が明示されること、の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定に関わらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、が特例措置の内容である。

本特区での申請において、「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件(5(2)(ア))」を満たしていること、客室が10室以下であること、消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨、防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。)が明示されている場合には、要件を全て満たすものとして、特例措置の内容を満たすと判断できる。

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

当該特区計画の認定の日から

4 特定事業の内容

農村滞在型余暇活動の一環として、特区内で農家民宿や農園レストランなど、酒類を自己の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。

この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所存する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準年間6kl）の規定は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

グリーン・ツーリズムの振興を図るためには、単なる「田園回帰」とどまらず、「心温まるもてなし」に触れ、ゆとりとこころの豊かさを実感していくことが必要である。

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、農家等によるもてなしとして、観光客等への濁酒の提供は、農村地域の特性を活かしたツーリズムのひとつの味付けとして、地域の魅力がさらに高まり、観光客等の増加による農村地域の活性化が図れる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることが出来ることから、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

1 特定事業の名称

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、加西市及び農業協同組合以外の者で、特定農地貸付により市民農園を開設しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

当該特区計画の認定の日から

4 特定事業の内容

農地を所有する団体及び個人が、自己の所有する農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付が取り消された後において、当該農地の利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定を加西市と締結することを条件に、特定農地貸付による市民農園を認める。

また、NPO法人、企業など農地を所有していない者が、加西市又は農地保有合理化法人から農地を借りて市民農園を開設する場合には、事業実施協定を、加西市又は農地保有合理化法人と締結する場合、特定農地貸付による市民農園開設を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

特区区域内では、耕作放棄地の増加により遊休農地化の拡大に歯止めを掛けること、農業従事者の高齢化、後継者不足が課題となっている。

規制の特例措置により、地方公共団体及び農地保有合理化法人以外の者が市民農園の貸付主体となることができるので、遊休農地を持つ者、農業後継者不足の者にとっては農地を有効に活用することが可能となる。

一方、都市部住民には、農作業体験等のニーズが高いことから、遊休地を市民農園として提供することにより、ニーズへの対応が図られる。

市民農園事業をさらに推進するためには、多様な主体が市民農園事業を行えることが必要であり、規制の特例措置により、市民農園の開設主体が拡大されることから、特例措置の適用は不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

特区区域内では、耕作放棄地が、1995年の57haから2000年には83haへ増加し、耕作放棄地率も1.7%から2.5%へと拡大しているなど、耕作放棄地の拡大に歯止めを掛けることが課題となっている。

また、特区区域内では、1995年には、農業就業人口22,993人のうち、65歳以上の者が5,140人(22.4%)であったのが、2000年には農業就業者人口22,407人のうち、6

5歳以上の者は5,564人(24.8%)へと拡大しており、農業従事者の高齢化、後継者不足への対応も課題となっている。

一方、阪神間を始めとする都市部においては、観光農園や市民農園といった「農」に係る都市と農村の交流に対する期待・需要が高い。

そこで今回、規制の特例措置により、多様な主体による市民農園事業を促進することにより、耕作放棄地の拡大、担い手の不足等に歯止めを掛け、農地の効率的利用を図っていくこととする。